（昭和29年10月15日第三種郵便物認可）

小田原市報
第85号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦　寅松
定価一部三円
印刷所　又進堂印刷所

三十二年度一般会計予算 七億六百五十万七千五百二十三円

市議会三月定例会

三月市議会定例会は、さる三月十一日招集され、昭和三十年度各会計歳入歳出決算の認定及び昭和三十二年度一般会計並びに特別会計歳入歳出予算など四十八件（三月市報で既報）が提案されました。

会期は二十日以内とし、十一日、十二日、十四日、十五日、十六日、二十二日及び三十日の七日間本会議が開会され、その間全議案を委員会付託とし、連日審議が続けられました。

二十二日には、追加議案として昭和三十一年度小田原市歳入歳出追加更正予算ほか二件（別掲参照）が一括上程され、市長の提案理由の説明が行われた後、いずれも即日原案の通り可決されました。

三十日には、追加議案として議案第六十一号自主再建計画の変更についてほか六件（別掲参照）が提案され、すでに提案された四十八件とともに全議案を議了し、二十日間にわたる定例会は閉会となりました。

なお、三十日の本会議で議決された昭和三十二年度一般会計予算の概要、昭和三十年度各会計歳入歳出決算に対する決算特別委員長報告並びに昭和三十二年度各会計歳入歳出予算などに対する予算特別委員長報告は別項の通りです。

追加議案

（昭和三二、三、二二）

議案58 昭和三十一年度小田原市歳入歳出追加更正予算

議案59 昭和三十一年度小田原市競輪事業費歳出追加更正予算

議案60 昭和三十一年度小田原市国民健康保険事業費歳入歳出追加予算

（昭三二、三、三〇）

議案61 自主再建計画の変更について

議案62 予算の繰越使用について（土木費）

議案63 予算の繰越使用について（社会及び労働施設費）

議案64 予算の繰越使用について（上水道拡張工事費）

議案65 予算の繰越使用について（病院建設事業費）

議案66 大井町小田原市中学校教育組合の解散と財産並びに負債処分について

議案67 岡本村外三ケ村組合規約の変更について

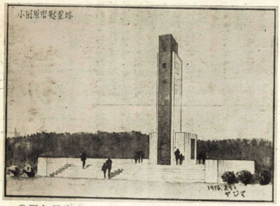

慰霊塔建設の整地工事進む

当市戦没者の慰霊塔建設につきましては、昨年十二月建設敷地の森林公園内に於て鈴木市長始め関係者の方々によつて鍬入れ式が行われ、在郷軍人会、遺族会、傷痍軍人会等の勤労奉仕により雑木草の伐採が行われ、整地工事についてはその後失業対策事業として施行いたし、現在三分の二の進捗状況を示して居ります。

市では、この慰霊塔の建設にあたり、その建設趣旨の徹底を図り併せて市民奉賛による募金事業を促進するため市議会はじめ教育委員会、民生委員常務委員会、遺族会、在郷軍人会、傷痍軍人会、広報委員会、外勤嘱託員、商工会議所青年団及び婦人会等の各代表者からなる建設委員会を組織し、近くこの委員会を開催し、募金について具体的方針等を決定いたします

今後はこの委員会の決定に基いて募金が実施される予定でありますのでその際は、市民の皆様方の御協力をお願いいたします。

写真（上）慰霊塔完成図（下）慰霊塔建設地における勤労奉仕

山火事を未然に防ぎましょう

本年も行楽のシーズンになつてまいりましたが、例年四月、五月の頃は山火事の多い季節であります。

今春も既に市内久野山等で五回もの山火事が発生しておりますがこれらの大部分が不注意によるもので、特に植林のための火入れ、芝焼き、又ハイカー達の煙草の吸殻等が主な原因になつております。

山火事の特色は一般の火災と異り、自動車ポンプによつて消し止めたりすることが出来ませんのでいきおい多くの人々により原始的な消火方法しかできません。それだけに一度発災すると数十、数百町歩という広大な山林が焼野原と化することもしばしばあります。又その損害額も多額にのぼることはいうまでもありません。

そこで、消防署では特に山林に関係する人達や、ハイキング等にお出かけの方々に次の事柄を守つていただくよう望んでおります。

一、植林のための火入れ又は芝焼き等を行う場合、風の強い日や空気の乾燥している日等には取止めるか、又は人員を増員して小範囲に作業を行うようにし、又その際は必ず最寄の消防機関に作業を始める時と終つた事を連絡するようにして下さい。

二、ハイキング等にお出かけの方々は煙草の吸殻をそのまま投げ捨てたりすることのないよう、又火を燃やしたりする場合でもよく残火を踏みつけるか土砂で覆つて消してから移動するようにして下さい。

農地の移動、潰廃手続は農業委員会で

最近全国的に農地の移動潰廃などの事例が激増して参りましたが当市においても農地の潰廃は県下において横浜、川崎に次ぎ、増加の一途を辿つております。

これは農業生産力を増進しようとする農地行政の面から見ると、甚だ憂慮すべき事態でありますが一面、工場や学校或は住宅の用地として、農地が年々宅地等に利用されて行くことは、発展途上にある当市として、止むを得ない現象であると思います。

しかし現在農地の売買や賃貸借或は潰廃などをする場合は、必ず正規の手続きにより県知事又は農業委員会長の許可を得た後に行うよう農地法に定めてありますので違反行為のないようにいたしましよう。

最近このような事を知らないで勝手に農地を処分し、後始末に困つたり、農地法違反に問われ、困却している方が多くなりましたのでこれからはこのようなことのないように注意して下さい。

若し、農地を処分しようとする時は、必ず各支所内（富水、久野は各農協内）に駐在する農業委員会職員又は、市役所内にある農業委員会事務局（窓口十三番）に御相談下さるようお願いいたします。

ますので、是非とも御協力下さるようお願いいたします

写真は市議会定例会本会議

消防団員等の公務災害補償について

消防団員の公務による災害の補償については消防組織法第十五条の四の規定に基いて市の条例をもつて定めてありますが、今回法律の一部改正が行われ全国的に市条例を統一することとなり、国で準則を定めましたので、本市でも去る四月一日付をもつて本条例の全文改正が行われました。

この条例のあらましを申しあげますと、非常勤消防団員及び消防並びに水防作業に協力した者がその作業中に災害を受けた場合は、この条例によつて次の災害の補償がうけられます。又非常勤消防団員がその身分を失つた場合でも、同様災害補償をうけることができます。

一、公務災害補償の種類

1療養補償

2休業補償　一日につき補償基礎額の百分の六十

3障害補償　障害等級に応ずる倍数

4遺族補償　補償基礎額の千倍

5葬祭補償　補償基礎額の六十倍

6打切補償　補償基礎額の二百倍

二、補償額

補償はすべて別表一（イ、ロ）による補償基礎額を基礎として行われます。

従つて公務災害補償の種類により定められた倍数を基礎額に乗じた額がそれぞれの補償額となり、特に障害補償の場合はその障害の等級に応じた倍数（別表二）を基礎額に乗じたものが補償額となります。

別表一（イ）補償基礎額表

階級	勤務年数 五年未満	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上
団長	五七八円	六〇三円	六二九円	六五五円	六八〇円	七〇六円
副団長	五五九	五七八	六〇三	六二九	六五五	六八〇
分団長、部長及び班長	四四九	四六八	四八六	五〇四	五二三	五四一
団員	三七二	三八七	四〇二	四一六	四三一	四四九

（ロ）

平均月収入額	補償基礎額
一三、五〇〇円未満	三七〇円
一三、五〇〇円以上一五、〇〇〇円未満	四五〇円
一五、〇〇〇円以上一六、五〇〇円未満	五〇〇円
一六、五〇〇円以上一八、〇〇〇円未満	五五〇円
一八、〇〇〇円以上	六〇〇円

別表二　障害補償表

等級	倍数	等級	倍数
一級	一、三四〇	八級	四五〇
二級	一、一九〇	九級	三五〇
三級	一、〇五〇	一〇級	二七〇
四級	九二〇	一一級	二〇〇
五級	七九〇	一二級	一四〇
六級	六七〇	一三級	九〇
七級	五六〇	一四級	五〇

納税のしおり

◇市税完納報奨品抽せん会

五月五日城址公園野外劇場で

昭和三十一年度の市民税及び固定資産税を各納期内に完納された二万六千八名の方々に、例年の通り報奨品（手拭）を贈ることになりました。

このほか、五月五日午前十一時半から（雨天順延）こどもまつりで賑う城址公園野外劇場で抽せん会を開催し、副賞として次の報奨品を贈呈いたします。

一等　電気洗濯機　一本

二等　エヴエレスト・ジヤー（魔法瓶の一種）　十本

なお抽せん結果は、会場ですぐ発表し、賞品の引換えは五月六日から市役所税務課でいたします。

◇近く荷積小車及びリヤカーの標識（鑑札）付替を実施

市は昭和二十三年から長期にわたり使用しておりました標識を、近く全市一せいに付替を行うことになりました。

付替の日時等は、おってお知らせいたします。

なお自転車、荷車を不申告のままで使用されている方は、すぐに市役所税務課又は近くの支所へ申告して下さい。

◇昨年に引続き酒匂、国府津、曽我地域の固定資産（家屋）の再評価を実施

市は昭和二十九年以降に合併した地域の固定資産（家屋）の再評価調査を、昨年九月から実施し、皆様の御協力によつて、昨年中に豊川、上府中、下曽我、片浦の各地域の調査を終了いたしましたが未調査地域（酒匂、国府津、曽我）については今月から七月までの間にわたり調査を実施いたします。

この調査は、昨年九月発行の市報でお知らせしました通り、評価基準の改正並びに日時の経過により実状にそわない点がありますので、評価基準の統一と税負担の均衡をはかるために行うものです。

この調査のため市の調査員が皆様のお宅へ伺うことになっており

手数料の改定についてお知らせ

手数料の一部が四月一日から次のように改定されました。

従来の手数料は昭和二十八年に改正されたもので、その後の経済情勢の推移に伴い現状にそわないので他市との均衡をも考慮し、一部手数料を引上げたものであります

一、租税及び公課に関する証明　一件に付　金五十円

二、土地に関する証明　一件に付　金五十円
但し五筆迄を一件とし六筆以上一筆を増す毎に金十円を追加する

三、建物に関する証明　一件に付　金五十円
但し三棟迄を一件とし四棟以上一棟を増す毎に金十円を追加する

四、身分に関する証明　一件に付　金五十円

五、埋、火葬に関する証明　一件に付　金五十円

六、印鑑に関する証明　一件に付　金五十円

七、其の他の諸証明　一件に付　金五十円

八、徴税令書、納額告知書納付書の再交付　一件に付　金二十円

九、国民健康保険受診証の再交付　一件に付　金五十円

市図書館の館外貸出（無料）をご利用下さい

図書館では本の館外貸出を無料で行つております。

ただいまお申込みになれば一年間有効の貸出券を差上げます。申込用紙、貸出手続き等については図書館にお問合せ下さい。

「お話と紙芝居と童謡の会」

とき　五月四日（土）午後一時

ところ　図書館じどう室

出演　おだわら　おはなし会、楽団ペーアン・ラスカル

昭和三十二年度当初予算の概要

＝一般会計＝

昭和三十二年度当初予算（一般会計総額七億六百五十万七千五百二十三円）の歳入歳出予算額は別掲図表の通りでありますが、歳出についてこれを経費的に区分しますと次の通りであります。

◇消費的経費（五五・五四％）
三九二、四二三、七八二円

内訳
人件費　一九一、九五三、三六〇円
物件費　八五、九八八、八二五円
その他　一一四、四七一、五九七円
（生活保護法による扶助費、補助金及び寄附金等）

◇投資的経費（二二・八二％）
一六一、一九〇、一七六円

内訳
消防司令車購入費　五〇〇、〇〇〇円
防火水槽新設事業（四カ所）　一、六〇〇、〇〇〇円
消防庁舎増築事業　一〇五、〇〇〇円
道路橋梁新設改良費（道路舗装改修、側溝等二十六件）　九、二二六、九四一円
道路舗装費（緑荻窪線）　一、六〇〇、〇〇〇円
路面くつさく復旧費　一、〇〇〇、〇〇〇円
用悪水路改良費（菊川ほか二十七線）　一、五〇〇、〇〇〇円
失業対策事業費　一八、六三五、〇〇〇円
測量調査費　八〇〇、〇〇〇円
区画整理事業費（小田原漁港修築工事に伴う街路築造、用地買収並びに補償費等）　三八、八四〇、六四四円（外に一、一五九、三五六円人件費中に計上）
都市水利整備事業費（大下水排水路継続工事）　四、五〇〇、〇〇〇円
街路築造事業費（飯泉国府津線）　六、〇〇〇、〇〇〇円
軌道撤去補償費（県市及び箱根登山三者の国道改修に伴う軌道撤去補償契約に基づく三十二年度支出額）　一、五〇〇、〇〇〇円
道路新設費賠償金（国光産業K・K小田原工場建設に伴う市道建設費用立替金本年度支出額）　二、四八〇、〇〇〇円
漁港修築費（小田原漁港）市負担金　一〇、〇〇〇、〇〇〇円
県道改修費（関本国府津線ほか一線）　三、一六七、〇〇〇円
プール建設費（国府津海岸プール）　四、五〇〇、〇〇〇円
下曽我小学校第一期工事費　五、四〇〇、〇〇〇円
各小学校新営改築費　一、一八〇、〇〇〇円
白山中学校建設費　九、五〇〇、〇〇〇円
各中学校新営改築費　六八〇、〇〇〇円
小学校建設費賠償金（小学校建設委員会借入資金返済金）　七、七二八、三一〇円
中学校建設費賠償金（中学校建設委員会借入資金返済金）　一、〇四三、五四一円
小学校用地買収費　三、一三八、五〇〇円
映写機購入費（一六ミリ）　三二〇、〇〇〇円
慰霊塔建設費　四、〇〇〇、〇〇〇円
各住宅新営改築費　一九〇、〇〇〇円
三輪車購入費（じん芥処理用）　四二〇、〇〇〇円
家畜預託事業費　一四二、六七〇円
土地改良事業費　二、五〇〇、〇〇〇円
威張山林道開設事業費　一、五〇〇、〇〇〇円
耕土培養事業費　一、一三八、五七〇円
浅海増殖事業費　二〇〇、〇〇〇円
漁港修築事業費（江之浦漁港）　七、〇〇〇、〇〇〇円
商店街共同施設費　五〇〇、〇〇〇円
協同組合共同施設費　三〇〇、〇〇〇円
日加工業土地家屋買収費　五、〇〇〇、〇〇〇円
西湘高校給水委託工事費　三、〇〇〇、〇〇〇円
その他　三六四、〇〇〇、〇〇〇円

◇公債費（六・二七％）
四四、二七九、二〇〇円

◇繰出金（二・五八％）
一八、二〇〇、〇〇〇円

◇予備費繰上充用金（一二・八〇％）
九〇、四二四、三六五円

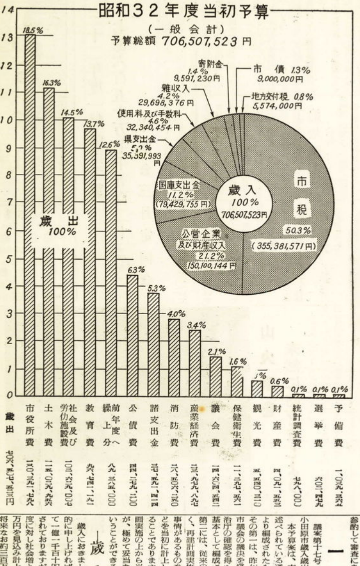

予算特別委員長報告

去る三月十六日の本会議におきまして、市会議案第十七号昭和三十二年度小田原市歳入歳出予算ほか四十件は、その審査を私共十三名をもって構成する予算特別委員会に一括付託されましたので、ここに委員会を代表し、その審査の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

本予算特別委員会は、三月十六日の本会議散会後引続き委員会を開会し、正副委員長の互選を行ったのでありますが各位の御推せんにより不肖私が委員長に、副委員長に三番議員が選任され、その職をけがすことになりました。三月二十二日に至り、予算特別委員会を開会し、付託議案に関する審査日程を決定のうえ、直ちに審査に入ったのでありますが、その審査の方法といたしましては、予算編成当局及び各所管事務当局から詳細にわたる説明を聴取すると共に一方において各常任委員会から、それぞれ所管事項に関して内審査の結果報告書を提出して頂き、これを十分参考とし、更に各派代表質問及び個人質問の趣旨をも併せ参酌して審査にあたり、三月二十八日をもってその審査を終了いたしたのであります。この間委員各位には連日にわたり極めて熱心且つ慎重に審査を続けられましたことは、不肖委員長として、その御労苦に対し深く敬意を表する次第であります。

御承知の通り、本市は昨年自主再建計画を樹立し、これにより三十一年度より三十四年度までの四カ年度において従来の赤字一億一千三百万円余を解消してゆくということであり、この間にあっても従来の基盤に更に肉付けをし、名実共に近代都市としての実態を形成すべく、各般にわたる事業を積極的に遂行してゆかなければならないのであります。

これらの条件のもとにおける予算編成は一方ならぬ困難があったことと察せられたのでありますが審査の経過を通じ、これを結論的に申し上げるならば、本予算案は理事者において苦心を重ねて編成された跡がうかがえるのでありまして、当予算特別委員会としてはこの点深く敬意を表する次第であります。

次に各議案ごとに、審査の経過及び結果を申し上げることにいたします。

一般会計

議案第十七号　昭和三十二年度小田原市歳入歳出予算

本予算案は、市長の施政方針に述べられている通り二つの原則により編成されたものであります。その第一は、昨年十二月二十五日市議会の議決を経て本年一月、自治庁の確認を得た自主再建計画を基本として編成されたこと。第二には、従来の骨格予算ではなく、再建計画実施の関係上特別の事情があるものを除き、その殆んどを当初に計上した年間予算であることであります。これは再建計画実施の上から当然ではありますが、極めて妥当なる措置であるということができるのであります。

—歳入—

歳入におきまして、これを内容的に申し上げれば、市民税において一億一千百十四万五千円が計上されておりますが、この額は昨年度に対し社会増として約五百八十万円を見込み計上したものであり将来なお約三百万円の増収を期待し得られるものと考えるわけであります。

固定資産税につきましては、一億五千二百十五万円を計上されておりますが、これも昨年度に対し約七百七十万円の社会増を見込み外に税制改正に伴う鉄道等三公社の固定資産税として、一千三百二十万円の増収等を計上してありまして、固定資産税の課税標準たる評価額が、基準年度の関係上、昭和三十一年の評価額を使用していることはやむを得ないと考えられるも、旧小田原市と合併町村の評価額の単価が相当アンバランスと思料せられるので、これが改善方を痛感するものであり、当局と致しましてもこの点を考慮し、次の基準年度たる昭和三十三年度に備え準備調査を行っているのでこの点了解したわけであります。

なお、三公社等の固定資産税については、今後約七百万円の増収を見込まれるわけであります。

次に電気ガス税は、三千三百万円を計上してあるがこれも約百七十万円の社会増を見込んだものであり、なお今後三百万円以上の増収を期待し得るものと思料せられるのでありますが、これは市の発展と相俟って電気器具の普及によるものと考えられるわけであります。

その他、たばこ消費税三千五百万円、自転車荷車税七百三十七万六千円、都市計画税一千六百七十一万余円を計上しておりますが、これらについても今後相当の増収を期待するものであります。

以上、各税目に亘り申し上げましたが、税の計上に当っては従来の如く調定額満度を見込まず、いわゆる徴収可能額を見込み計上してあり、結論的には本計上総額に対し、なお、千三、四百万円の増収を見込み得るものと思料せられるのであり、従って今回の計上額が過少といわざるを得ないわけでありますが、これは再建計画との関係においてやむを得ないものと考えられるのであります。

地方交付税は、五百五十七万四千円を見込んであり、昨年度より九百四十二万六千円の減となっているのであります。

結局、昭和三十一年度一般交付税が七百三十五万円であるので、これを基礎とし本年度分、五百五十七万四千円を算定したのでありますが、本年度分は三公社等の固定資産税が昨年度の約倍額になり従って、基準収入額が上昇する関係で、昭和三十一年度の一般交付税より減少を見込んだのでありますが、計上額については特別交付税分を見込んでないので、むしろ過少と認められるも、これ又再建計画との関係においてやむを得ない額と認めたのであります。

公営企業及び財産収入は総額一億五千十万百四十四円を計上したのであるが、その内の大半は競輪収入の七千八百万円であり、これは年間六回開催を見込み、一回の売上げ九千五百万円として計算し繰入収入を計上したのでありますが、その他財産売払代金を七千百六十三万一千円を見込んでいるのでありますが、内容的にはいわゆる繰上充用財源措置分は別とし、一般不用財産売却については、つとめて不用財産の整理を促進し、本収入の確保をはかる必要があると考えられますが、本款の各計上額は妥当なものと認めた次第であります。

使用料及び手数料については、二千八十一万一千百五十四円を計上してありますが、証明閲覧手数料の値上げ増加分及び、火葬場使用料の値上げ増加分と合せて、十七万七千円を見込んだほか、前年度の実績を勘案して計上されたものであり、妥当なるものと認めたのであります。

以上、税外諸収入について申し上げましたが、競輪その他によって、なお一千万円程度の増収を見込み得るものと思料せられるも、この競輪収入については、今後限度外開催回数に左右されるものでありますので、この際は差し控えるべきと考えたのであります。

次に、国、県支出金は、何れも事業に付帯する補助であり、寄附金、雑収入、市債についてもその見積計上額は何れも適当なるものと思料せらるるのであります。

—歳出—

歳出について申し上げます。

人件費の計上額は、一億九千百九十五万余円で、職員数は、年度当初七百三十九名、年度末七百十六名を見込んで、差引年間二十三名の人員の減を予定しております。

給料は、本年一月一日現在の給料額をもって年間を通し、昇給は税の自然増を待って後日において措置することにしております。

これらの方針は何れも、再建計画の達成上適当なる措置と認められるのであります。なお、税の自然増収については、昇給所要額を十分確保し得る程度のものがあると予測せられるので、昇給、その他の人件費の増は、後日の追加において賄い得るものと考えられるのであります。

物件費の計上額は八千五百九十八万円余でありますが、これは昭和三十年度の決算額と、全国同格都市の平均率、及び最近の実情等を勘案して計上したものであって昨年度当初に比し、七百四十四万円余の節約となっており、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

事業費につきましては、一億六千百十九万円余を計上し、その総予算額に占める割合は、二二・八一％であります。

その内容については、各款にわたり個々検討を加えた結果、妥当なるものと認めたのであります。

その他の経費についても、慎重に審査を遂げたのでありますが何等節減の余地はなかったのであります。

次に本年度の予算においては、繰上充用額が年度当初においては八千九百三十八万五千円計上されており、これは従来、前年度の出納閉鎖期を終ってから、年度中途において追加予算により措置してきたものでありますが、再建計画に基く年間通計予算の関係上、本年度は年度当初において計上されたものであります。

これは、赤字解消引当額を歳出に組んで、歳入中からこれを引き去った残額をもって人件費、物件費、事業費に振り充て、もって赤字解消の全きを期する方針によるものであり、当を得たる措置と存ずる次第であります。

昭和三十一年度の決算見込額に於て、市有地の売却を保留してもなお同年度中における赤字解消予定額二千四百万円を三百万円上回るところの単年度黒字を予定されることと考え合せるとき、再建計画の達成に明るい見通しを持つことができるのであります。

以上述べて参りましたことを要約いたしますと、消費的経費について、極力圧縮を図り投資的経費の増大に努めたものと考えられ、当委員会としても増額の必要を認めるものも多々あるのでありますが、現下の財政事情におきましては、大幅な修正の余地は全くなく一部につき修正を加えたのであります。

以下修正案の内容につき御説明申し上げます。

歳出第六款　社会及び労働施設費、第十四項保育所費、第六目需用費中の借料及び損料五万二千百二十八円を四万四千六百二十八円に減額し、備品費二十四万九千円を二十五万六千五百円に増額するものであります。

これは、保育所の初度調弁費につき、内容充実のためその増額の必要を認めたのでありますが、たまたま石橋保育園の土地借上料につき、地元負担ということのためここに七千五百円の余裕が生じたので、この額をそのまま備品費に

昭和30年度小田原市歳入歳出決算

歳入

款	別	予算現額	決算額
1	税	306,141,441円	303,805,662円
2	税負担分賦金	26,500,000	11,360,000
3	交付金	—	2,187,000
4	使用料及手数料	207,141,793	84,852,696
5	国庫支出金	17,886,732	17,976,953
6	県支出金	14,003,714	78,721,837
7	財産収入	32,998,058	23,598,039
8	寄附金	11,322,376	8,616,786
9	繰入金	26,155,153	▲24,996,906
10	繰越金	34,750,000	32,250,000
11	諸収入	745,899,566	389,763,971

歳出

款	別	予算現額	決算額
1	費	16,147,712円	15,720,945円
2	費	123,089,222	119,743,090
3	費	32,274,978	31,457,938
4	費	116,717,120	107,770,271
5	費	96,117,689	91,315,681
6	費	100,018,444	98,317,219
7	費	26,159,386	12,334,764
8	費	38,913,487	32,468,670
9	費	8,103,797	7,056,424
10	費	3,968,995	3,923,348
11	費	1,233,560	1,153,612
12	費	2,041,512	2,008,771
13	費	37,073,304	36,668,949
14	費	25,482,007	25,143,713
15	費	118,045,101	118,015,101
16	費	435,187	—
		745,899,566	703,108,496

計算

歳入合計	389,763,971円
昨年度より繰上充用金	313,344,525
合計	703,108,496
歳出合計	703,108,496
歳入歳出差引残金なし	

特別会計

競輪事業費

次に各会計別の予算額の増減について説明いたします。

一般会計からの繰入金は、前年度に比べ二千六百五十万円の減となっておりますが、これは、昨年度は競輪事業の開始に伴う施設費等の繰入れがあったためであります。

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

次に、水道事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、水源地の増設工事を行ないましたが、本年度は、配水管の布設工事を行なうためであります。

次に、公益質屋事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

次に、水道事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、水源地の増設工事を行ないましたが、本年度は、配水管の布設工事を行なうためであります。

次に、公益質屋事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

水道事業費

次に、水道事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、水源地の増設工事を行ないましたが、本年度は、配水管の布設工事を行なうためであります。

公益質屋事業費

次に、公益質屋事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

国民健康保険事業費

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

その他の特別会計

次に、国民健康保険組合特別会計は、被保険者の減少に伴い、前年度に比べ一千万円の減となっております。

次に、農業共済事業特別会計は、前年度に比べ一千万円の減となっておりますが、これは、昨年度は、農業共済組合の解散に伴う清算事務があったためであります。

次に、競輪事業特別会計は、前年度に比べ一千万円の減となっておりますが、これは、昨年度は、競輪場の開設に伴う施設費等があったためであります。

次に、公益質屋特別会計は、前年度に比べ一千万円の減となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

次に、国民健康保険特別会計は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

決算特別委員長報告

昭和32年4月25日（木曜日）

（非三種郵便物認可）

昭和30年度小田原市歳入歳出決算

歳入

款	別	予算現額	決算額
1	税	306,141,441円	303,805,662円
2	税負担分賦金	26,500,000	11,360,000
3	交付金	—	2,187,000
4	使用料及手数料	207,141,793	84,852,696
5	国庫支出金	17,886,732	17,976,953
6	県支出金	14,003,714	78,721,837
7	財産収入	32,998,058	23,598,039
8	寄附金	11,322,376	8,616,786
9	繰入金	26,155,153	▲24,996,906
10	繰越金	34,750,000	32,250,000
11	諸収入	745,899,566	389,763,971

歳出

款	別	予算現額	決算額
1	費	16,147,712円	15,720,945円
2	費	123,089,222	119,743,090
3	費	32,274,978	31,457,938
4	費	116,717,120	107,770,271
5	費	96,117,689	91,315,681
6	費	100,018,444	98,317,219
7	費	26,159,386	12,334,764
8	費	38,913,487	32,468,670
9	費	8,103,797	7,056,424
10	費	3,968,995	3,923,348
11	費	1,233,560	1,153,612
12	費	2,041,512	2,008,771
13	費	37,073,304	36,668,949
14	費	25,482,007	25,143,713
15	費	118,045,101	118,015,101
16	費	435,187	—
		745,899,566	703,108,496

計算

歳入合計	389,763,971円
昨年度より繰上充用金	313,344,525
合計	703,108,496
歳出合計	703,108,496
歳入歳出差引残金なし	

特別会計

競輪事業費

次に各会計別の予算額の増減について説明いたします。

一般会計からの繰入金は、前年度に比べ二千六百五十万円の減となっておりますが、これは、昨年度は競輪事業の開始に伴う施設費等の繰入れがあったためであります。

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

次に、水道事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、水源地の増設工事を行ないましたが、本年度は、配水管の布設工事を行なうためであります。

次に、公益質屋事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

水道事業費

次に、水道事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、水源地の増設工事を行ないましたが、本年度は、配水管の布設工事を行なうためであります。

公益質屋事業費

次に、公益質屋事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

国民健康保険事業費

次に、国民健康保険事業費は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

その他の特別会計

次に、国民健康保険組合特別会計は、被保険者の減少に伴い、前年度に比べ一千万円の減となっております。

次に、農業共済事業特別会計は、前年度に比べ一千万円の減となっておりますが、これは、昨年度は、農業共済組合の解散に伴う清算事務があったためであります。

次に、競輪事業特別会計は、前年度に比べ一千万円の減となっておりますが、これは、昨年度は、競輪場の開設に伴う施設費等があったためであります。

次に、公益質屋特別会計は、前年度に比べ一千万円の減となっておりますが、これは、昨年度は、質屋建物の新築工事を行ないましたが、本年度は、質屋建物の増築工事を行なうためであります。

次に、国民健康保険特別会計は、前年度に比べ一千万円の増となっておりますが、これは、昨年度は、保険税の賦課徴収率を九十五パーセントと見込んでおりましたが、実績は九十三パーセントにとどまりましたので、本年度は、実績を考慮して九十四パーセントと見込んだためであります。

（以下四頁上段へ続く）

第10回市展と懐古展

中央公民館　郷土文化館で開催

5月17日～20日

市並びに市教育委員会共催による小田原市美術展は、地方美術の振興と郷土文化の向上をはかるため、来る五月十七日から二十日までの四日間にわたり中央公民館で開催されます

今年は本美術展開催十周年を迎えますので、これを記念して過去の作品の懐古展が郷土文化館で同時に開かれます。

市教育委員会社会教育課では概略次の要領で出品の申込みを受付けるとともに一般市民のご観覧を望んでおります。

出品要領

市美術展

◇出品種目　絵画（日本画、洋画）彫塑

◇出品点数　一人二点以内

◇出品料　無料

◇出品資格者　一般市民

◇申込及び搬入　五月十五日(水)午前九時から午後六時まで　中央公民館分室

◇搬出　五月二十日（月）午後七時から午後八時まで

◇表彰

招待作品（西相美術協会員）　市長賞　一点

公募作品　市長賞、教育委員会賞、奨励賞、十周年記念賞

市展十周年懐古展

出品種目、出品料及び作品の搬入搬出要領は市美術展と同じ

◇出品点数　前九回までに出品した作品で自薦の作品一点とする。但し、前九回までに市長賞を受けたものはその受賞作品とする。

◇出品資格者　小田原市市展運営委員並びに招待者

なお詳細については市教育委員会社会教育課（電話一、九一一番）にお問合せ下さい。

近年にない人出で賑わつた桜まつり

晴天にめぐまれた恒例の小田原桜まつりは、四月二日から七日までの六日間にわたり折から咲きほこる桜の花につつまれた城址公園を中心にはなやかに催されましたが巡回演芸、懐しのメロディーショウ、桜民謡おどりなど多彩な行事がくりひろげられ桜の花にひかれてくり出した人々で近年にない賑いでありました。

なお、四月一日から七日までの遊覧具及び売店などの総売上は七十四万四千三百円に達し、開設以来の最高を示しました。

写真（上は観衆でうづまった野外劇場（左）は芸妓のおどり

児童福祉週間

五月五日～五月十一日

児童福祉法が制定されて既に十年、この間児童憲章の制定或は「世界子供の日」の設定等児童の人格を尊重し、その福祉の増進をはかる意図が国民の間に高まりつつありますが、本年は更に市民の児童福祉思想の高揚をはかるため、市においては五月五日「こどもの日」「世界子供の日」を中心にして強力に運動を展開することになりました。

そこで市では関係機関団体と協力し、児童憲章及び児童福祉法の精神の普及及び実践と「世界子供の日」の趣旨の徹底をはかるため次の各種行事を計画いたしております。

この運動についてはお子さんをもつ方々ばかりでなく全市民の皆さんが協力されますようお願いいたします。

一、児童福祉に関する座談会、講演会の開催

二、遊び場、児童指導班の設置及び活動

三、子供大会（子供まつり）

四、赤ちゃんコンクール

五、心身障害児童の愛護運動

六、婦人大会及び母子大会

七、母子福祉資金の貸付等に対する法律の趣旨の普及

防火態勢強化さる

五ヵ所に防火水槽を設置

昭和三十一年度分として五カ所の防火水槽がこのほど竣工いたしました。

本市は消防水利を確保するため、毎年四箇乃至五箇の防火水槽（四〇立方米）を造っておりますが、今度出来上りました水槽を含め、二〇立方米以上のものは一二七箇私設のものを合せますと一七五箇の防火水槽を有することになりました。

なお、その他容量の少ないのを含めますと二五四箇もあり、火災の際はこれらを有効に使用することができます。

今度出来ました防火水槽の設置場所は次の通りでありますが、これは学校、寺院等の特殊建物があるところや、家屋が密集しているところ等で、特に消防水利の便が悪いところを対象にしております。

一　谷津二五六番地　旧競馬場跡

二　池上三六番地　芦子小学校正門前

三　久野一、一二三番地　久野小学校入口

四　飯泉七一六番地　飯泉観音東側

五　国府津二、四八六番地　国府津小学校校庭

これらの防火水槽はいずれも埋没式でありますので、外部からは蓋の部分しか見えませんがこの下部には自動車ポンプ一台で約四〇分も放水出来る水量があります。

小学生の学力は年々向上している

―学力調査の結果から―

小田原市教育研究所では、小学校の学力水準がどれくらいになっているかを調べるために、昭和二十六年、二十七年と二回にわたり、国語、算数について、どうしてもこれだけは身につけてもらいたいという基礎的な問題によって学力調査をいたしましたが、その後の推移を比較する目的で昭和三十一年度にも同じ問題で、学力調査を実施しました。

テストは二年生から六年生までで、問題は、学年によって多少のちがいはありますが、国語では、語い（用語）の発見、語の使用、文の構成、文の理解、文字の理解、漢字の読み、書きなど各学年とも六つの種類群、算数では数系列、分解、合成、加減乗除、測定、小数、分数、問題解決、など各学年とも七―八つの種類群にわけて作ってありますので、どの学年ではどの分野がすぐれているか、すぐわかるように仕組んであります。

教科	年次＼学年	二	三	四	五	六
国語	二六	六七%	七二	六八	五九	五七
	二七	九〇%	七四	七八	六七	五九
	三一	八一%	八四	八四	七四	七四
算数	二六	七二%	七九	七五	六五	四八
	二七	九一%	七九	七九	七四	四八
	三一	八五%	八五	八七	八〇	六三

その結果について、正しい答をした人数の百分比を示すと別表の通りになります。

この表でおわかりのように、三十一年度においては国語も算数も全学年にわたりその成績が著しく向上しています。問題別にみるとどの問題も一様に伸びていますが前にあまりよい成績とは言えなかった国語の文字の読み書き、文の構成、算数の小数、分数が目立って進歩していることは、大そうよろこばしいことです。

一時「学力低下」について大変心配されましたが、学力は年々向上しつつあることがはっきりと示されたわけです。

しかし、これを部分的にみますと、国語では「文の読解力」に算数では「問題解決」で問題の意味をつかみ、式を立てることに弱点を持っているようです。今後この方面の成績が一段と向上するように努力してまいりたいと思います

危険物取扱者の講習会を開催

ガソリンなどの危険物を相当量（市条例で指定）取扱うには危険物取扱の免許証が必要なことは皆さんすでに御承知のことと存じますがこのたび次の要領で講習を行い、その終了後の試験に合格された方に免許証を交付致しますから、危険物作業従事者で免許証をお持ちにならない方は四月末日までに市消防本部へお申込み下さい。

◇講習予定日　五月中旬

◇講習日数　二日間

◇申込方法　消防本部に申込用紙がありますからこれをご利用下さい。

なおくわしいことは消防本部（電話一一九番、四五一番）にお問合せ下さい。

日本体操祭小田原大会開催

五月十二日　市営城山陸上競技場で

日本体操祭小田原大会が、来る五月十二日午前十時から市営城山陸上競技場で開催されます。

この大会は、体操の普及と健康の喜びを味うため、文部省、日本体操協会、朝日新聞社、県教育委員会、県体操協会、市及び市教育委員会など関係団体の共催により日本体操祭の県大会として実施されるものであります。

当日は、市内の小・中・高校生約一万三百名、市及び県下の婦人会会員約一千三百名が参加して徒手体操、組立体操、歌、おどり、ダンス、団体遊戯などが行われるほか、参加者全員によるラヂオ体操や合唱をはじめ、特別演技として県警ブラスバンドやマリンバンドの吹奏楽、東京教育大学学生の器械体操、茅ケ崎婦人会会員のカツパ踊りなどがくりひろげられますので市民の皆様も是非ご参加の上楽しい一日をお過ごし下さい。

なお当日雨天の場合は五月十九日に延期されます。

おしらせ

城址公園で時計を落された方は商工観光課までおいで下さい。

火葬場使用料の改定についてお知らせ

四月一日から火葬場使用料が次のように改定されました。

従来の使用料は昭和二十四年以来据えおかれていたもので、現在火葬場に要する諸経費が当時に比して増大してまいりましたので他市との均衡も考慮し、使用料を引上げたものであります。

区分	市内居住者		市外居住者	
	大人	小人（12才未満）	大人	小人（12才未満）
一号室	1.400円	700円	1.700円	900円
二号室 三号室	1.000円	500円	1.400円	700円

（三頁より続く）

今後の経済、金融情勢等より勘案いたします時に、本市の財政事情は更に至難を予想されますが幸いに理事者各位の御努力により、昨年十二月自主再建計画が樹てられ財政の健全化をはかられているが自主再建計画は不断の努力をもって実行することによって初めてその効果も期待されるので早急に当面の難局を克服し、併せてこれが財政運用の妙味を発揮されて小田原市発展の諸施策を講ぜられんことを念願するものであります。

次に予算の編成、執行の計数的詳細な報告をなすべきでありますが、各位の御手許に決算書並びに監査委員の審査意見書がございますので省略させていただきます。

なお監査委員審査意見書に各款に亘る予算の流用措置の是正、予備費を補充して科目を設定する等改善、是正、創意工夫を必要と指摘された事項については、本決算特別委員会においても同一の意見を得たので特に留意をされて今後の執行の完璧を期せられんことを望むものであります。

◇　◇　◇

以上の通り、その所見を申述べましたが、この度決算特別委員会に付託になりました各決算の収支については、本委員会はこれを妥当として認定することに決定いたしました。

何卒、本会議におきましても、本委員会の審査決定通り御認定あらんことを切望するものであります。

終りに不肖委員長を御支援下され、連日に亘り熱心に御審査いただきました御労苦につき各位に満腔の敬意と謝意を表しまして、委員長の報告といたします。

小田原こどもまつり

◉人形劇と絵ばなし

五月三日　午前十一時　午後二時　二回　城址公園野外劇場　小田原高、城内高、相洋高各児童文化部

◉でたらめ歯医者　彦一ばなし

五月五日　午前十時半　午後二時　二回　城址公園野外劇場　こゆるぎ座

建設だより

◇国府津海水プール新設工事

場所　国府津一、四七三番地先（国府津海岸）

（工事概要）

長さ二十五米　幅員十五米

深さ〇・八米から一・五米

コース七コース　スタート台付

衣類保管所新築

木造平家建亜鉛鉄板葺

建坪四・五坪

脱衣室新築

木造平家建亜鉛鉄板葺

建坪一坪

切符売場新築

木造平家建亜鉛鉄板葺

建坪一坪

ポンプ室新築

コンクリートブロック造平家建　建坪一・五坪

便所新築

コンクリートブロック造平家建　建坪六坪

附帯工事

遊園施設一式（ブランコ、滑り台、砂場、遊動木、ジャングルジム等）

工事費総額四百五十万円（失業対策事業にて実施分を除く）

昭和三十二年度第一次　自衛官の募集

四月一日から受付開始

◇採用人員

二等陸士約一一、四〇〇名

二等海士　約八〇〇名

二等空士　約五〇〇名

◇応募資格

年齢　十八歳～二十五歳未満（三十二年六月一日現在）

学力　中学卒業程度

◇受付期間及び場所

四月一日から六月十日まで市役所庶務課（窓口四番）で受付けます。

但し第一回目の受験は四月下旬締切りとなります。

◇採用試験

第一回　五月六日～五月十日

第二回　七月一日～七月十三日

（第一回、第二回とも試験日は一日）

◇入隊

陸上　六月（主として第一回受験者から）　九月（主として第二回受験者から）

海上　八月以降　逐次

航空　七月以降　逐次

なお詳細については庶務課でお尋ね下さい。